

漁業法の改正について

1 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年12月14日公布）

適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、資源管理措置や漁業許可、漁業免許制度等の漁業生産に関する基本的制度の一体的な見直しが行われた。施行は、公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日。

2 本県に関連する改正事項

(1) 漁業権制度の変更

漁業権は、特定の水面において排他的に漁業を営む権利。共同漁業権・定置漁業権・区画漁業権の3種類があり、県が免許する。

【改正内容】

- ・定置漁業権と区画漁業権（養殖）について、地先漁業者優先制を廃止し、漁場を適切かつ有効に活用している場合は既存の漁業権者、それ以外の場合は地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許するよう改正された。

※共同漁業権（エリ、ヤナ）については、従来どおり地元漁業者のみに免許。

【県の対応】本県は、定置漁業権はなく、区画漁業権についても魚類養殖は湖底環境の保全上新規は設定しない方針のため実質的な影響なし。

(2) 漁業許可制度の変更

漁業許可は、一般的に禁止された漁業を特定の者に禁止を解除して漁業を行えるようにするもの。刺網漁業、沖びき網漁業などが対象。

【改正内容】

- ・漁業許可制度は大臣許可手続が準用され、許可漁業ごとに制限措置（定数、申請期間、漁船の総トン数および馬力、操業期間、操業区域）を定めようとして許可するよう改正された。
- ・漁業者に資源管理の状況等（漁獲量等）の報告が義務づけられた。

【県の対応】法施行に合わせて漁業調整規則を改正するとともに、それに伴う許可手続等の変更を行う。

(3) 密漁に係る罰則の強化

【改正内容】

- ・無許可操業罪の罰則：懲役3年・200万円→懲役3年・300万円
- ・漁業権侵害罪の罰則：20万円→100万円

(4) 海区漁業調整委員会の委員選任方法の変更

【改正内容】

- ・漁業者委員の公選制を廃止し、公募による知事選任制に変更、委員の選任には議会の同意が必要となる。

【県の対応】琵琶湖は農林水産省告示により海区に指定され、「琵琶湖海区漁業調整委員会」が設置されており、3のとおり選任手続きを行う。

3 琵琶湖海区漁業調整委員会の委員選任

- ・漁業法、地方自治法に基づく行政委員会。必要に応じて開催。
(平成 29 年度:6回/平成 30 年度:4回)
- ・漁業権の免許および取消しや県漁業調整規則の制定改廃に際し、知事への意見、入漁権の設定等についての裁定、漁業調整等についての指示等を行う。
- ・委員の任期は4年
※現委員の任期は令和2年8月で満了するが、経過措置により令和3年3月31日まで任期が延長されることから、令和3年の2月定例会議で委員の任命同意議案を提出予定。
- ・委員定数は10人(指定海区である琵琶湖海区は10人、他は15人)
- ・委員構成
改正前……公選委員:漁業者委員6名、
知事選任委員:学識経験3名、公益代表1名



改正後……全員が知事選任委員:漁業者・漁業従事者委員6名～8名
学識経験委員・中立委員2名～4名
全体で10名

議会同意

漁業者等委員については、漁業者団体からの推薦または自身の応募
学識、中立委員については、自身の応募

4 議会の議決が必要となる事務の予定

【令和2年9月定例会議】

使用料および手数料条例の改正(漁業法改正に伴う規定整備)

【令和3年2月定例会議】

琵琶湖海区漁業調整委員会委員選任の同意